

株 主 各 位

名古屋市東区泉二丁目3番3号
ケイティケイ株式会社
代表取締役社長 伊藤 主計

第35期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第35期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいます。同封の委任状用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年 8月18日(金曜日) 午前10時
2. 場 所 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号
名古屋銀行協会 5階大ホール
(開催場所が昨年と異なりますので、末尾の会場ご案内
函をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項 第35期(平成17年5月21日から平成18年5月20日まで)
事業報告の内容報告の件
決議事項
第1号議案 第35期(平成17年5月21日から平成18年5月20日まで)
計算書類承認の件
第2号議案 剰余金の処分の件
第3号議案 定款一部変更の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 会計監査人選任の件
第6号議案 第35期役員賞与支給の件
各議案の概要は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書
類」に記載のとおりであります。
4. その他株主総会招集に関する決定事項
代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株
主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付へご提出
くださいますようお願い申し上げます。

添付書類および参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インター
ネットの当社ウェブサイト(<http://www.ktk.gr.jp/>)において、修正事項
を掲載させていただきます。

事業報告

(平成17年5月21日から
平成18年5月20日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当期における我が国経済は、企業収益の回復による輸出や設備投資の増加、雇用環境の改善からくる個人消費の増大等から、景気は踊場を脱却し、回復基調で堅調に推移いたしました。

このような経済環境のもと、当社の関連業界であるパーソナルコンピュータ市場は、2000年前後に大量出荷されたパーソナルコンピュータのリプレースが継続しており、業績向上による設備投資や雇用拡大による増設が大きく影響して市場は拡大いたしました。

また、周辺機器であるプリンタの出荷もパーソナルコンピュータ市場の堅調に支えられて、カラープリンタやページ複合機の市場が成長いたしました。しかし、モノクロプリンタは逆に減少しており、プリンタ市場でのカラー化は、確実に進行しております。

一方、O A サプライ業界は、カラープリンタの増加によりカラートナーカートリッジの販売は好調でありましたが、モノクロトナーカートリッジは、大企業を中心に購買窓口の本社集中化による大量発注や官公庁の入札において販売価格の値下げ競争が激化し、結果として売上総利益率の低下など業界全体の収益に大きく影響を与えております。

こうした業界での厳しい競争の中で、当社といたしましては「顧客のトータルビジネスサポート」を目標に積極的な営業活動を推進し、メーカー純正トナーカートリッジや純正インクカートリッジの拡販に加え、「ケイティケイ はっするネット」の拡大に注力いたしました。

リサイクル市場はプリンタのカラー化に後押しされてカラートナーカートリッジを中心に成長を続けており、当社の主力商品であるリサイクル商品（リパックトナー）は、カラーが好調で販売数量・金額とも業績を伸ばすことができました。

しかし、売上高全体の68.0%を占めるO A サプライ商品の減収（輸入純正トナーカートリッジ等の入手難）と平成17年5月期より行っている低採算の大口入札案件からの撤退により減収となりました。

この結果、当期の売上高は101億83百万円（前期比0.3%減）、経常利益は2億10百万円（同23.1%減）、当期純利益は1億56百万円（同4.7%減）となりました。

なお、当社は、おかげさまで、平成18年4月18日に株式会社ジャスダック証券取引所に上場いたしました。

営業品目別売上高は次のとおりであります。

営業品目別売上高

(単位：千円・%)

品 目	期 別	第35期	
		第34期 (平成17年5月期)	(当 期)
		金 額	金 額 前 期 比
リ サ イ ク ル 商 品		2,520,350	2,555,133 101.4
Ｏ Ａ サ プ ラ イ 商 品		7,128,182	6,923,017 97.1
Ｉ Ｔ 商 品		241,492	260,574 107.9
そ の 他		319,740	444,366 139.0
計		10,209,765	10,183,092 99.7

(2) 設備投資の状況

当期中に実施した設備投資は、58百万円であります。主なものは、東京支店内装工事費7百万円、春日井工場電気幹線工事費5百万円、社内営業支援システム構築費用26百万円、「ケイティケイ はっするネット」システム改良費用12百万円等であります。なお、これらの資金は自己資金および公募増資資金で賄っております。

(3) 資金調達の状況

当期におきましては、平成18年4月17日付で公募増資による新株50万株を発行し、279百万円を調達いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他持分または新株予約権等の取得の状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第32期 (平成15年5月期)	第33期 (平成16年5月期)	第34期 (平成17年5月期)	第35期 (当 期)
売 上 高(千円)	9,333,428	9,858,512	10,209,765	10,183,092
当 期 純 利 益(千円)	88,104	103,748	164,152	156,426
1株当たり当期純利益(円)	25.82	30.23	47.29	48.56
総 資 産(千円)	4,148,973	4,429,657	4,478,181	5,063,782
純 資 産(千円)	1,346,485	1,428,092	1,561,806	1,969,985

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。
2. 第35期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」を適用いたしております。

(9) 対処すべき課題

早急に対策を講じなければならない課題に価格競争で低下した売上総利益率の改善があります。

仕入価格交渉を継続して進めますが、販売面での対策としては比較的売上総利益率の高いリサイクルトナーカートリッジとIT商品の拡販が挙げられます。

近年特に、急速に普及してきたカラーレーザープリンタ(1台のカラーレーザープリンタで4色のカラートナーカートリッジを使用)用リサイクルトナーカートリッジを他社に先駆けて市場にリリースすることが、業界でのシェア確立と先行者利益獲得の鍵となります。

そのため子会社での新製品開発のスピードアップが重要な要素となりますので、カラートナーカートリッジのリサイクル技術の確立にグループをあげて取り組むことが重要であると考えております。

IT商品に関しましては、オリジナル商品で他社との差別化を図り、新規ユーザーの獲得に努めます。

現在、既存顧客に対し積極的に導入を働きかけている「ケイティケイ はっするネット」を推進することで、効果・効率の高い営業基盤を構築することが可能になると考えております。

「ケイティケイ はっするネット」は、従来当社が積極的に取扱ってこなかったステーションナリー商品を業績の純増要因とすることが可能になります。

なお、当期より開始した「カスタマイズ はっするネット」は、無料で顧客へ購買システムを提供することで他の通販との差別化を図り、顧客の囲い込みをいたします。

既存の商品を含めてWebから受注することで事務効率化を飛躍的に改善し、新品トナーカートリッジに代表される特定商品への依存を収益面で改善できると考えております。

「ケイティケイ はっするネット」の定着・拡大は、当社の業績を飛躍的に拡充させる原動力になると確信しており、当社の取組むべき最大の課題と位置づけております。

また、「ケイティケイ はっするネット」を安心して利用していただくために、システムの継続的改善につきましては、積極的に投資することが必要であると考えております。

株主の皆様におかれましては、何卒格別のご理解を賜り、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の議決権比率 (%)	主な事業内容
株式会社アイオーテクノ	10,000	100.00	リパクトナー・リパクリボンの製造

連結対象会社は、上記の重要な子会社1社であります。

当連結会計年度の売上高は101億69百万円（前連結会計年度比0.3%減）、経常利益2億16百万円（同22.4%減）、当期純利益は1億59百万円（同4.2%減）となりました。

その他

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容

当社はリサイクル商品およびO A サプライ商品ならびにインターネットを利用したI T商品の販売(卸売)を行っております。

主要な取扱品目は、次のとおりです。

(リサイクル商品)

リサイクルシステムである「リパクトナー」およびリサイクルシステムとしてのインクリボンの詰め替えである「リパックリボン」

(O A サプライ商品)

プリンタ用トナーカートリッジ・インクジェットカートリッジ・カセットインクリボン・サブリボンの新品、磁気製品、O A 汎用紙「美麗」、再生P P C用紙、カラーP P C用紙、連続用紙(ストックフォーム)、オーダーフォーム用紙、タックフォーム、P O Sレジ用・金融端末用・計算機用記録紙(上質、ノンカーボン、S I P)等

(I T 商品)

レンタルサーバ「Act mail」、グループウェア「Act office」、総合決済システム「Act Commerce」等インターネットを利用したI T商品、アンチ・ウイルス・ソフト「F - Secure」の販売およびH P (ホームページ)制作ならびにシステム開発の受託等

(そ の 他)

「ケイティケイ はっするネット」に関連する文具・事務用品、製図用紙等上記の品目に含まれない商品

(12) 本支店および営業所

本社	名古屋市東区泉二丁目3番3号	
名古屋支店	名古屋市東区泉二丁目18番13号	
東京支店	東京都豊島区東池袋一丁目17番8号	NBF池袋シティビル9F
大阪支店	大阪市中央区石町一丁目2番8号	
営業所	札幌営業所(札幌市北区)	仙台営業所(仙台市太白区)
	埼玉営業所(さいたま市桜区)	多摩営業所(国立市西)
	横浜営業所(横浜市西区)	千葉営業所(千葉市中央区)
	静岡営業所(静岡市駿河区)	浜松営業所(浜松市有玉南町)
	岡崎営業所(岡崎市能見通)	松本営業所(松本市白板)
	名古屋北営業所(春日井市宗法町)	岐阜営業所(岐阜市江添)
	三重営業所(四日市市鷺の森)	富山営業所(射水市流通センター)
	京都営業所(京都市下京区)	神戸営業所(神戸市長田区)
	広島営業所(広島市中区)	松山営業所(松山市森松町)
	福岡営業所(福岡市博多区)	
配送所	春日井配送センター(春日井市宗法町)	
	埼玉物流センター(さいたま市桜区)	

(13) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数	
男性	127名	1名減	33.2才	6.9年
女性	64名		35.2才	5.3年
合計または平均	191名	1名減	33.9才	6.4年

(注) 従業員数には、子会社への出向者3名を含み、使用者兼務役員3名および嘱託社員・派遣社員・パートタイマーの期中平均雇用人数18名は含んでおりません。

(14) 主要な借入先

当社の主要な借入先および平成18年5月20日現在の長期借入金残高は、下記のとおりであります。

借入先	借入残高(千円)
中小企業金融公庫	113,900
三菱UFJ信託銀行株式会社	13,130
株式会社 中京銀行	4,460

(15) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、平成18年6月29日開催の取締役会において、株式会社スワットビジネスの発行済株式600株の全株式を取得することを決議し、同日「株式譲渡契約書」の調印を行いました。株式の取得はすべて現金で行い、取得に要した資金65百万円は自己資金で賄っております。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項

発行済株式の総数

3,675,000株

(注) 平成18年4月17日付で公募増資による新株50万株を発行しております。

株主数

238名

大株主

株 主 名	持 株 数 (株)
加 藤 道 明	870,200
ケ イ ティ ケ イ 従 業 員 持 株 会	440,000
名 古 屋 中 小 企 業 投 資 育 成 株 式 会 社	400,000
グ ラ ン チ ェ ス タ ー ・ マ ス タ ー ・ フ ァ ン ド ・ エ ル ・ ビ ー	296,000
伊 藤 主 計	200,000
厚 東 和 寿	110,000
村 木 文 恵	108,000
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	90,000
加 藤 進 策	83,400
株 式 会 社 中 京 銀 行	75,000

その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得、処分および保有

- 1) 取得株式 普通株式 550株
取得価額の総額 554千円
- 2) 処分株式
処分した自己株式はありません。
- 3) 失効手続をした株式
失効手続をした自己株式はありません。
- 4) 事業年度末における保有株式 普通株式 550株

(2) 会社役員に関する事項

取締役および監査役に関する事項

会社における地位	氏 名	担 当	他の法人等の代表状況等
代表取締役会長	加 藤 道 明		株式会社アイオーテクノ 代表取締役会長
代表取締役社長	伊 藤 主 計		株式会社アイオーテクノ 代表取締役社長
取 締 役	厚 東 和 寿	大阪支店長	
取 締 役	荒 木 一 功	営業本部長	
取 締 役	木 村 裕 史	管理部長	
常 勤 監 査 役	高 橋 省 吾		
監 査 役	林 崎 正 生		
監 査 役	加 藤 周 三		

(注) 監査役のうち高橋省吾および林崎正生の両氏は、社外監査役であります。

取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	当期の支払報酬額	摘 要
取 締 役	5 名	65,025千円	月額20,000千円以内
監 査 役	3 名	6,240千円	月額 3,000千円以内
計	8 名	71,265千円	

(注) 1. 上記のほか次の支払いがあります。

役員賞与

取締役 5 名 12,000千円

監査役 3 名 2,000千円

2. 摘要欄には、株主総会で承認を受けた報酬額を記載しております。

(注) 事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成18年5月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,214,445	流動負債	2,769,073
現金及び預金	1,102,252	支払手形	278,189
受取手形	230,614	買掛金	1,250,423
売掛金	1,560,961	短期借入金	830,000
有価証券	20,710	一年内返済長期借入金	71,340
商物品	282,126	未払金	111,428
仕掛品	112	未払費用	138,614
貯蔵品	6,557	未払法人税等	8,709
前払費用	5,739	未払消費税等	15,975
繰延税金資産	9,502	役員賞与引当金	8,700
その他流動資産	2,114	前受金	38,962
貸倒引当金	6,246	預り金	16,589
固定資産	1,849,337	その他流動負債	140
有形固定資産	1,177,604	固定負債	324,723
建物	404,518	長期借入金	60,150
構築物	6,938	長期未払金	17,556
車両運搬具	4,788	役員退職慰労引当金	242,298
工具器具備品	21,039	預り保証金	4,719
土地	740,319	負債合計	3,093,796
無形固定資産	70,388	(純資産の部)	
電話加入権	6,035	株主資本	1,949,248
ソフトウェア	64,353	資本金	294,675
投資その他の資産	601,343	資本剰余金	259,675
投資有価証券	92,366	資本準備金	259,675
関係会社株式	29,200	利益剰余金	1,395,452
出資金	40	利益準備金	40,543
破産債権・更生債権等	5,139	その他利益剰余金	1,354,909
長期前払費用	1,122	別途積立金	1,170,000
繰延税金資産	72,430	繰越利益剰余金	184,909
保険積立金	314,265	自己株式	554
差入保証金	60,253	評価・換算差額等	20,737
その他投資	31,083	その他有価証券評価差額金	20,737
貸倒引当金	4,558	純資産合計	1,969,985
資産合計	5,063,782	負債及び純資産合計	5,063,782

損 益 計 算 書

(平成17年5月21日から
平成18年5月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高	10,183,092	10,183,092
売 上 原 価	8,092,725	8,092,725
売 上 総 利 益		2,090,367
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,861,459	1,861,459
営 業 利 益		228,907
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,609	
受 取 家 賃	32,221	
そ の 他	9,487	44,317
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	16,514	
不 動 産 管 理 費 用	13,057	
上 場 関 連 費	23,761	
新 株 発 行 費 償 却	7,689	
そ の 他	1,352	62,375
経 常 利 益		210,850
特 別 利 益		
退 職 給 付 債 務 戻 入 益	38,023	38,023
特 別 損 失		
貯 蔵 品 廃 棄 損	2,814	2,814
税 引 前 当 期 純 利 益		246,058
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	66,523	
法 人 税 等 調 整 額	23,109	89,632
当 期 純 利 益		156,426

株主資本等変動計算書

(平成17年5月21日から
平成18年5月20日まで)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
平成17年5月20日残高 (千円)	177,675	97,675	97,675
事業年度中の変動額			
新株の発行	117,000	162,000	162,000
剰余金の配当			
別途積立金の積立			
役員賞与の支給			
当期純利益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額(純額)			
事業年度中の変動額合 計(千円)	117,000	162,000	162,000
平成18年5月20日残高 (千円)	294,675	259,675	259,675

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金				
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			
別途積立金		繰越利益剰余金	計	利益剰余金合計	
平成17年5月20日残高 (千円)	40,543	1,060,000	176,295	1,236,295	1,276,838
事業年度中の変動額					
新株の発行					
剰余金の配当			23,812	23,812	23,812
別途積立金の積立	110,000	110,000			
役員賞与の支給			14,000	14,000	14,000
当期純利益			156,426	156,426	156,426
自己株式の取得					
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額(純額)					
事業年度中の変動額合 計(千円)	110,000	8,614	118,614	118,614	118,614
平成18年5月20日残高 (千円)	40,543	1,170,000	184,909	1,354,909	1,395,452

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
平成17年5月20日残高 (千円)		1,552,188	9,617	9,617	1,561,806
事業年度中の変動額					
新株の発行		279,000			279,000
剰余金の配当		23,812			23,812
別途積立金の積立					
役員賞与の支給		14,000			14,000
当期純利益		156,426			156,426
自己株式の取得	554	554			554
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			11,119	11,119	11,119
事業年度中の変動額合 計(千円)	554	397,059	11,119	11,119	408,179
平成18年5月20日残高 (千円)	554	1,949,248	20,737	20,737	1,969,985

注 記 事 項

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社および関連会社株式..... 移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券..... <時価のあるもの>

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

<時価のないもの>

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

商 品..... 移動平均法による原価法を採用しております。

仕 掛 品..... 個別法による原価法を採用しております。

貯 蔵 品..... 最終仕入原価法による原価法を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産..... 定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（付属設備を除く）については、定額法を採用しております。主な耐用年数は次のとおりであります。

建物および構築物 8年～40年

無形固定資産..... 定額法を採用しております。

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(4) 繰延資産の処理方法

新株発行費..... 支払時に全額費用として計上しております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金..... 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

役員賞与引当金..... 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金..... 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。なお、平成17年11月1日付で退職金規程の改訂を行ったことに伴い、当事業年度より年金資産の額が企業年金制度に係る退職給付債務を超えたため、当該超過額29,333千円を前払年金費用として投資その他の資産の「その他投資」に含めて計上しております。このため、当事業年度における退職給付引当金残高はありません。

役員退職慰労引当金..... 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。

- (6) リース取引の処理方法……………リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (7) 消費税等の会計処理方法……………税抜方式を採用しております。

2. 会計方針の変更

(1) 固定資産の減損に係る会計基準

当事業年度より、「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）を適用しております。
これによる損益に与える影響はありません。

(2) 役員賞与に関する会計基準

役員賞与は、従来、株主総会の利益処分案決議により未処分利益の減少として会計処理しておりましたが、当事業年度より「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号）に基づき、発生した期間の費用として処理することとしております。
この結果、従来の方法と比較して、営業利益、経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ8,700千円減少しております。

(3) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。
なお、従来の資本の部の合計に相当する金額は1,969,985千円であります。

(4) 自己株式および準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正

当事業年度から、改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（企業会計基準委員会 最終改正平成17年12月27日 企業会計基準第1号）および「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 最終改正平成17年12月27日 企業会計基準適用指針第2号）を適用しております。
これにより損益に与える影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記
- | | |
|---|------------|
| (1) 関係会社に対する短期金銭債権 | 1,435千円 |
| 関係会社に対する短期金銭債務 | 74,725千円 |
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額 | 415,900千円 |
| (3) 担保に供している資産 | |
| 建物 | 225,853千円 |
| 土地 | 479,639千円 |
| 建物には建物付属設備を含んでおります。 | |
| 上記に対応する債務は次のとおりであります。 | |
| 長期借入金 | 108,790千円 |
| (内、一年内返済分) | (61,840千円) |
| (4) 期末日満期手形 | |
| 期末日満期手形の会計処理は手形交換日をもって決済処理しております。 | |
| なお、当期の末日は金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期日残高に含まれております。 | |
| 受取手形 | 3,651千円 |
| 支払手形 | 31,116千円 |
4. 損益計算書に関する注記
- | | |
|---|-----------|
| (1) 関係会社との取引高 | |
| 売上高 | 16,831千円 |
| 仕入高 | 938,878千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 52,512千円 |
| (2) 不動産管理費は、賃貸不動産に係る減価償却費および租税公課等の経費を計上したものであります。 | |
5. 株主資本等変動計算書に関する注記
- | | |
|---|------------|
| (1) 当該事業年度の末日における発行済株式の数 | 3,675,000株 |
| (2) 当該事業年度の末日における自己株式の数 | 550株 |
| (3) 当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項 | |
| 平成17年8月18日の定時株主総会において、次のとおり決議されました。 | |
| 配当の総額 | 23,812千円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 7円50銭 |
| 基準日 | 平成17年5月20日 |
| 効力発生日 | 平成17年8月19日 |
| (4) 当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項 | |
| 平成18年8月18日の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。 | |
| 配当の総額 | 51,442千円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 14円 |
| 基準日 | 平成18年5月20日 |
| 効力発生日 | 平成18年8月21日 |

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

流動資産	
繰延税金資産	
賞与未払社会保険料	5,876千円
未払事業税	1,518千円
一括償却資産	1,278千円
貸倒引当金繰入超過額	561千円
その他	267千円
合計	9,502千円
固定資産	
繰延税金資産	
役員退職慰労引当金	96,676千円
投資有価証券評価損	8,434千円
会員権評価損	4,839千円
貸倒引当金繰入超過額	962千円
その他	262千円
小計	111,176千円
評価性引当額	13,274千円
合計	97,902千円
繰延税金負債	
投資有価証券の評価替に伴う繰延税金負債	13,767千円
前払年金費用	11,704千円
合計	25,471千円
繰延税金資産純額	72,430千円

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) 重要なリース資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として営業用車両、電子計算機およびその周辺機器があります。

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および期末残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
工器具備品	18,044	10,065	7,979
車両運搬具	129,561	74,338	55,222
ソフトウェア	9,108	1,914	7,193
合計	156,713	86,318	70,394

なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い場合、支払利子込み法により算定しております。

未経過リース料期末残高相当額

一年内	27,106千円
一年超	43,287千円
合計	70,394千円

なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い場合、支払利子込み法により算定しております。

支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額および減損損失
 支払リース料 28,313千円
 減価償却費相当額 28,313千円
 減価償却費相当額の算定方法
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
 (減損損失)
 リース資産に配分された減損損失はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 536円13銭
 (2) 1株当たり当期純利益 48円56銭
 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益	156,426千円
普通株式に係る当期純利益	156,426千円
普通株主に帰属しない金額	千円
普通株式の期中平均株式数	3,221,559株

9. 重要な後発事象に関する注記

株式会社スワットビジネスの子会社化について

当社は、リサイクルトナーカートリッジ分野での事業拡大のため、平成18年6月29日の取締役会において、優良な顧客を多数有する株式会社スワットビジネスの全株式を取得し、子会社化することを決議し、同日株式譲渡契約を締結し、株式を取得いたしました。概要は以下のとおりであります。

(1) 会社の概要

商号

株式会社スワットビジネス

本店の所在地

東京都千代田区神田錦町三丁目6番地

代表者

常盤 秀樹

主な事業

レーザープリンタ並びにFAX用トナーカートリッジ再生業

レーザープリンタ並びにFAX用新品トナーカートリッジの販売

資本金の額

30,000千円

(2) 株式取得の内容

株式取得日

平成18年6月29日

取得株式数

600株(発行済株式総数600株)

取得金額

65,000千円

支払方法および資金の調達

株式の取得はすべて現金で行い、取得に要した資金は自己資金で賄っております。

10. 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

監査報告書

私たち、監査役は、平成17年5月21日から平成18年5月20日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査役は、取締役および使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに会計帳簿またはこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

取締役の職務遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査の結果

計算書類およびその附属明細書は、会社の財産および損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

平成18年7月26日

ケイティケイ株式会社

常勤監査役 高橋省吾 ㊞

監査役 林崎正生 ㊞

監査役 加藤周三 ㊞

以上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

ケイティケイ株式会社

代表取締役社長 伊藤 主計

2. 議案および参考事項

第1号議案 第35期（平成17年5月21日から平成18年5月20日まで）
計算書類承認の件

本議案の内容につきましては、添付書類10頁から18頁までをご参照ください。

当社取締役会は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表につきまして法令および定款に従い、会社の財産損益を正しく示しているものと認めます。

第2号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開に備えるため内部留保に努めるとともに、株主の皆様のご支援に報いるため、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 30,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 30,000,000円

2. 期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその額

当社普通株式 1株につき金14円 総額51,442,300円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成18年8月21日

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 事業活動の拡大、多角化を推進するため、事業目的に「人材派遣業」を追加し、あわせて電気通信事業法改正による一部表現の変更、その他字句の修正を行うものであります。
- (2) 平成18年4月18日付で当社株式がジャスダック証券取引所に上場されたことにより、当社の株券が証券保管振替機構の株券保管振替制度において取り扱われておりますので、当該取扱を明確にするため所要の変更を行うものであります。
- (3) 周知性の向上および公告手続きの合理化を図るために現行定款第4条（公告の方法）を変更案第5条（公告方法）のとおりに変更するものであります。なお、やむを得ない事由により、電子公告することができないときの措置も併せて定めるものであります。
- (4) 機動的な資本政策が可能となるよう定款規定を設けることで、取締役会決議により自己の株式を取得することを可能とするため、変更案第8条（自己の株式の取得）を新設するものであります。
- (5) 「会社法」（平成17年法律第86号）および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

単元未満株主の権利を合理的な範囲に定めることが認められたため、変更案第10条（単元未満株式を有する株主の権利）を新設するものであります。

現行定款第8条（基準日）は、定時株主総会の議決権の基準日の規定であるため、第3章株主総会に移設し、変更案第14条（定時株主総会の基準日）として新設するものであります。

株主総会における代理人による議決権の行使について、代理人の数を明確にするため現行定款第14条（議決権の代理行使）を変更案第17条（議決権の代理行使）のとおりに変更するものであります。

インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところにより、株主総会においてより充実した情報の開示ができるよう、株主総会参考書類等のインターネット開示制度を採用するため、変更案第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。

必要が生じた場合に書面による取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、変更案第26条（取締役会の決議方法）第2項を新設するものであります。

- (6) 取締役の業務の執行等を規定した「取締役会規程」を定款に明記するため、変更案第28条（取締役会規程）を新設するものであります。
- (7) 新たに変更案第4条（機関）に監査役会を設置し、監査役の独立性の確保、取締役の職務の執行監査をより強化するために変更案第33条（常勤の監査役）から第37条（監査役会規程）までを新設するものであります。
- (8) 社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、社外監査役の賠償責任限定契約の締結を可能とすべく変更案第39条（監査役の責任免除）を新設するものであります。
- (9) 新たに変更案第4条（機関）に会計監査人を設置し、会計監査人の選任方法、任期、責任を明確にするため、変更案第6章会計監査人を新設するものであります。
- (10) 旧商法上の用語・条文を会社法で使用される用語・条文に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商号) 第1条 当社は、ケイティケイ株式会社と称し、英文では、k t k INC. と表示する。	(商号) 第1条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 事務機器の販売 (2) 計算機・タイプライター用消耗品の販売 (3) コンピューター及び周辺機器の製造販売 (4) コンピューター及び周辺機器に関する消耗品並びに再生消耗品の販売 (5) 通信機器の販売 (6) 紙類及び加工紙の販売 (7) 事務用物品の販売 (8) 印刷業 (9) 写植版下作業 (10) インターネットの接続代行業 (11) インターネットによる情報提供並びに情報処理業務 (12) インターネット及びカタログによる通信販売並びにその取次ぎ (13) 電気通信事業法に基づく<u>一般第二種電気通信事業</u> (14) コンピューターとその関連機器及びソフトウェアの開発販売並びに情報処理提供に関する事業 (15) 総合リース業 (16) 損害保険代理店業 (17) コンピューターに付随するデータ入力及びデータ処理作業 (18) 計算業務の受託 (19) 給与計算の代行業務 (新 設) (20) その他前各号に附帯する一切の事業</p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を名古屋市に置く。</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(現行どおり) (現行どおり) (3) コンピューターおよび周辺機器の製造販売 (4) コンピューターおよび周辺機器に関する消耗品ならびに再生消耗品の販売 (現行どおり) (6) 紙類および加工紙の販売 (現行どおり) (現行どおり) (現行どおり) (現行どおり) (11) インターネットによる情報提供ならびに情報処理業務 (12) インターネットおよびカタログによる通信販売ならびにその取次ぎ (13) 電気通信事業法に基づく電気通信事業 (14) コンピューターとその関連機器およびソフトウェアの開発販売ならびに情報処理提供に関する事業 (現行どおり) (現行どおり) (17) コンピューターに付随するデータ入力およびデータ処理作業 (現行どおり) (現行どおり) <u>(20) 人材派遣業</u> (21) その他前各号に附帯する一切の事業</p> <p>(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株 式 (発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、12,000,000株とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(1単元の株式数) 第6条 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。 (新 設)</p> <p>(単元未満株券の不発行) 第7条 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。</p>	<p>(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する<u>方法とする。</u></p> <p>第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、12,000,000株とする。</p> <p>(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得) 第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 2. 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(基準日)</p> <p>第8条 当社は、毎年5月20日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 本定款に定めのある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議により予め公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2. 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿、並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p>	<p>(単元未満株式を有する株主の権利)</p> <p>第10条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程) 第10条 当会社の株券の種類並びに株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程) 第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>第3章 株主総会 (招集) 第11条 当会社の定時株主総会は、<u>営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>第3章 株主総会 (株主総会の招集) 第13条 当会社の定時株主総会は、<u>毎年8月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日) 第14条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5月20日とする。</u></p>
<p>(招集権者及び議長) 第12条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>(招集権者および議長) 第15条 (現行どおり)</p>
<p>(決議の方法) 第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。 2. <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p>	<p>(決議の方法) 第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>
<p>(議決権の代理行使) 第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p>	<p>(議決権の代理行使) 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録) 第15条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印する。</p> <p>(新 設)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第16条 当社の取締役は8名以内とする。</p> <p>(選任の方法) 第17条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任期) 第18条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会</u>終結の時までとする。</p>	<p>2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録) 第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項</u>については、これを議事録に記載または記録する。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告および計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数) 第20条 (現行どおり)</p> <p>(選任の方法) 第21条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない<u>ものとする。</u></p> <p>(任期) 第22条 取締役の任期は、<u>選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第19条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>2. 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p>(新 設)</p>	<p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第26条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第370条の要件を充たすときは、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の議事録) <u>第23条</u> 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。</p>	<p>(取締役会の議事録) <u>第27条</u> 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役会規程)</p>
<p>(報酬) <u>第24条</u> 取締役の報酬及び退職慰労金については、株主総会の決議により定める。</p>	<p><u>第28条</u> 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>
<p>(報酬)</p>	<p>(報酬等)</p>
<p><u>第25条</u> 取締役の報酬及び退職慰労金については、株主総会の決議により定める。</p>	<p><u>第29条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第 5 章 監 査 役</p>	<p>第 5 章 監査役および監査役会</p>
<p>(員数)</p>	<p>(員数)</p>
<p><u>第25条</u> 当会社の監査役は4名以内とする。</p>	<p><u>第30条</u> (現行どおり)</p>
<p>(選任の方法)</p>	<p>(選任の方法)</p>
<p><u>第26条</u> 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p>	<p><u>第31条</u> (現行どおり) 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>(任期)</p>	<p>(任期)</p>
<p><u>第27条</u> 監査役の任期は、就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p><u>第32条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(常勤の監査役)</p>
	<p><u>第33条</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(監査役会の招集通知) <u>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>
(新 設)	<p>(監査役会の決議方法) <u>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>
(新 設)	<p>(監査役会の議事録) <u>第36条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>
(新 設)	<p>(監査役会規程) <u>第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>
(報酬) 第28条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。	<p>(報酬等) <u>第38条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
(新 設)	<p>(監査役の責任免除) <u>第39条 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金240万円以上であらじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設) (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 6 章 計 算 (営業年度) 第29条 当社の営業年度は、毎年 5 月 21日から翌年 5 月20日までの 1 年とする。</p> <p>(利益配当金) 第30条 当社の利益配当金は、毎年 5 月20日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。</p> <p>(中間配当) 第31条 当社は、取締役会の決議により、毎年11月20日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間) 第32条 利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p>	<p>第 6 章 会計監査人 (選任方法) 第40条 会計監査人は、株主総会において選任する。</p> <p>(任期) 第41条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</p> <p>第 7 章 計 算 (事業年度) 第42条 当社の事業年度は、毎年 5 月 21日から翌年 5 月20日までの 1 年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第43条 当社の期末配当の基準日は、毎年 5 月20日とする。</p> <p>(中間配当) 第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年11月20日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間) 第45条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p>

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役加藤周三氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役全員の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、他の法人等の代表状況、 当社における地位および担当	所有する 当社の株式数
加藤 周三 (昭和12年1月24日生)	昭和44年1月 湯浅電気株式会社入社 昭和46年6月 当社取締役就任 昭和62年11月 湯浅電気株式会社代表取締役社長就任 平成11年8月 当社監査役就任(現任) 平成11年11月 湯浅電気株式会社代表取締役社長退任	30,000株

(注) 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第5号議案 会計監査人選任の件

当社は、第3号議案の定款一部変更の件の承認可決を得ることを条件に、第36期より会社法第326条第2項による会計監査人の監査適用会社となりますので、同法第329条第1項により、本定時株主総会において会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役全員の同意を得ております。会計監査人の候補者は次のとおりであります。

名 称	五 十 鈴 監 査 法 人	
事 業 所	主たる事務所 三重県津市中央2番4号 ジブラルタ生命三重ビル6階 従たる事務所 桑名、名古屋、東京	
沿 革	昭和58年5月設立	
構 成 人 員	代表社員(公認会計士)	7名
	社 員(公認会計士)	2名
	職 員(公認会計士)	13名
	(会 計 士 補)	1名
	(事 務 職 員)	4名
	合計	27名

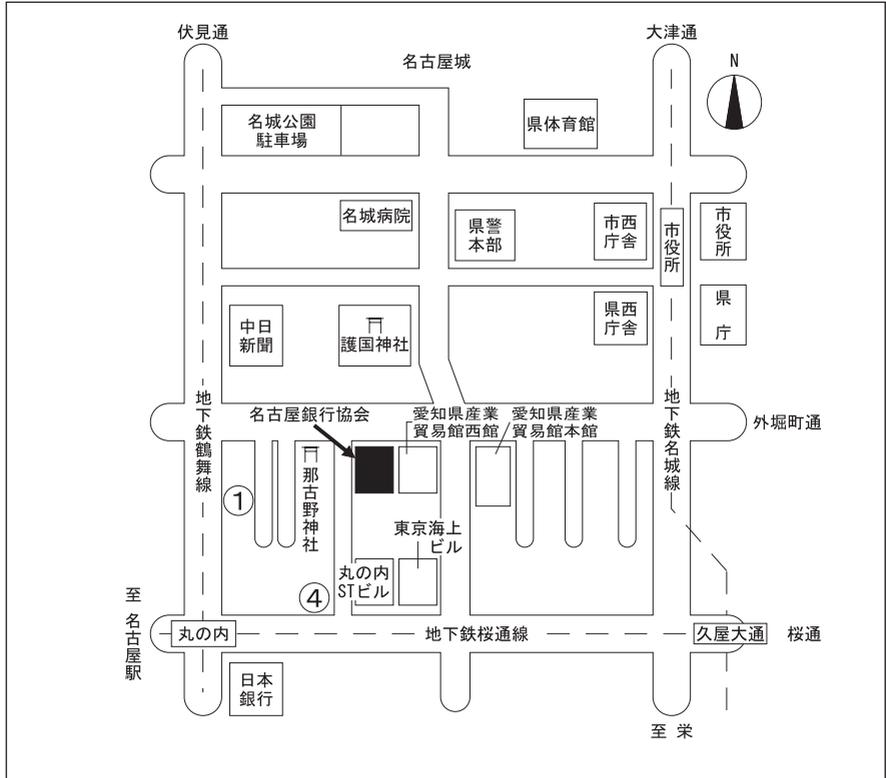
第 6 号議案 第35期役員賞与支給の件

役員賞与金につきましては、当期の功労に報いるため、当期の利益、従来の役員賞与、その他諸般の事情を勘案して当期末の取締役 5 名に対し総額750万円、当期末の監査役 3 名に対し総額120万円の役員賞与を支給したいと存じます。なお、各取締役および各監査役に対する支給金額は、取締役については取締役会の決定に、監査役については監査役の協議によることにいたしたいと存じます。

以 上

株主総会会場ご案内

【会場】 名古屋銀行協会 5階大ホール
住所：名古屋市中区丸の内二丁目4番2号
電話：052-231-7851（代）



【交通のご案内】

地下鉄 桜通線、鶴舞線丸の内駅下車（1番、4番出口）徒歩6分
会場の駐車場は限りがございますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。